

グローバリズムと発展途上国（巻頭エッセイ）

著者	安藤 勝美
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	132
ページ	1-1
発行年	2006-09
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00005396

グローバリズムと発展途上国

安藤勝美

一九九〇年代に鮮明となったグローバリズムの動きは、先進国、発展途上国のすべての国に貿易、投資、金融取引の自由化を促し、世界のすみずみまで市場原理を浸透させようとしている。グローバリズムは、多国籍企業や巨大金融機関の自由な活動のために、国家による市場経済への介入を非効率的なものとして緩和させ、さらに非国家主体による金融資本、労働力、商品・資源、情報、サービスを国境を超えて流動化させようとしている。この経済変動はそれに対応する政治システムを起動し（新自由主義）、また法制度化させ（世界貿易機関へWTO）、さらに国際的な社会・文化システムの変動を促している。

すなわちグローバリズムは、情報技術の発達による情報社会化を促す運動であり、その経済的機能は全世界的な自由主義市場の発達を図り、また政治的機能は冷戦後の民主主義の拡大を促し、さらに文化的機能は特定の価値の普遍化を促すものである。これらの動きは新たな国際的な法の形成と、すべての国の国内法の変革を促しており、途上国もその例外ではない。

独立後、途上国は、まず国家の基本形態を定める憲法、土地法、信用創造の銀行法、外国投資を促す投資法を制定した。その後幾多の法改革を行ったが、一九九〇年代のグローバル化、特に一九九五年のWTOの設立は、さらに途上国に対して大きな法改革を求めた。すなわちWTOは、これまでの途上国への優遇措置を順次撤廃して、ガットに代わる新しい物品貿易協定

を制定し、同時に新しい分野であるサービス貿易、知的所有権、貿易関連投資協定、紛争解決に関する協定を制定した。かくして途上国にも例外をみとめない世界貿易体制が構築され、国際経済の画一化、基準化が行われることになった。

しかしこの「新自由主義的グローバル化」は、国際経済の画一化を促すことによって、他方で先進国、途上国間の貧富の差を拡大し、また環境破壊、都市と農村の格差拡大をもたらしている。さらに貧困、飢餓、難民、環境に対応する国際社会の福祉と国際的公正の問題についてその再考を促している。そのため「反グローバリズム」あるいは「もう一つのグローバリズム」といった反WTOの運動が展開されるようになった。

反グローバル運動は、先進国では、環境保護、ジェンダー問題、反レイシズム、累積債務問題の解消、国際金融投機規制などの運動として展開し、途上国ではさらに多国籍企業の活動規制、医薬品の特許の緩和、食糧確保、人権擁護、教育施設の充実などの運動として、その国際的実行が強く要求されている。

現在、イギリスは、サッチャリズムを是正して公正な公共サービスの拡充を進めており、また国際的な動きとして社会的不公平を是正し、さらにグローバリズムによって後退した福祉の拡充をはかる国際福祉社会の構築が求められている。

（あんどろ　かつみ／元国際基督教大学大学院教授）